

8 葛地戸第 1 号
令和 8 年 4 月 1 日

関係者各位

葛飾区地域振興部戸籍住民課長
江川 泰輔

住民基本情報システム及びコンビニ証明書発行システムに関する情報提供依頼（R F I）
のお願い

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが、以下に記載する情報のご提供について貴社のご協力を賜りたくお願いするものです。

記

1 情報提供依頼の趣旨

本区では、令和 3 年 9 月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、住民記録や税務など住民情報を扱う 20 業務について、国の標準仕様への準拠及びガバメントクラウドへの移行を順次進めています。住民基本情報（住民記録・印鑑登録）システムは、令和 5 年 9 月に標準仕様準拠版へ移行済みですが、ガバメントクラウドへの移行は未了となっています。また、住民基本情報システムと一体的に運用されている現行のコンビニ証明書発行システムは、サポートの終了が見込まれています。

このため、両システムの全体最適化を行い、現行のインフラ統合基盤環境からガバメントクラウド環境への移行を前提とした再構築（リプレイス）により、業務の一層の効率化、安定稼働の確保、行政サービスおよび住民利便性の向上を図ることを目的としております。

また、これまで、標準化対象事務を行うシステムを含め、区で運用する業務システムを統合的に運用、管理するため、データセンターを調達し、インフラ統合基盤として構築、運用してきました。しかし、標準化後はインフラ統合基盤、ガバメントクラウド（単独利用・共同利用）及びベンダが選定する他のクラウドに分かれることに加え、業務環境の改善を目的として、LGWAN 接続系からクラウドサービスを利用するなど、通信経路が複雑化し、システム間の統制や全体最適が損なわれるおそれがあります。ガバメントクラウドへの移行（リフト）により、システムの運用管理に係る負荷の増大が見

込まれる状況においては、システム及びベンダ間における統一的な調整、監視、管理、本区としての統一的な方針やルールの方針策定等を通じて、インフラ統合基盤、ガバメントクラウド、その他クラウドのシステムや各ベンダの運用を一括して統合的に管理していくことが求められます。標準化後、この統合的管理を行う組織を統合運用管理機能と定義し、本区のDX戦略課がその役割を担うこととなりますが、クラウドやシステムに関する高度かつ専門的な知見が必要であることから、これらの専門的ノウハウを有する統合運用管理補助事業者を活用し、システム運用管理の全体最適化を図るための体制を強化しています。

本RFIは、本区が想定する機能要件との適合性、ガバメントクラウド対応方式（対応可能な提供事業者、構成）、周辺システムとの連携方式（標準API、イベント連携、三層分離下での接続）、データ移行及び切替手法、セキュリティ及び法令遵守（番号法・特定個人情報・PIA等）への対応、運用・保守体制、概算スケジュール及び費用感等に関する情報提供を広く依頼するものとなります。これらの情報を踏まえ、要求仕様の妥当性及び実現可能性を評価し、最適化方針（構成案及び移行計画）を策定していきたいと考えています。

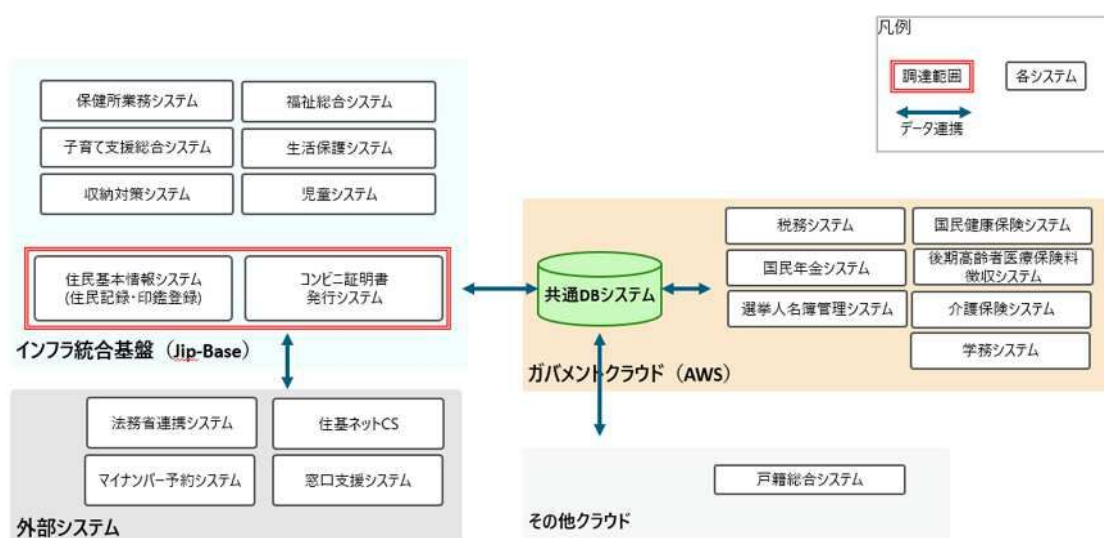
2 現行業務環境について

(1) 現行システム

ア 住民基本情報システム（住民記録・印鑑登録）：富士通 Japan 社製 MICJET 住民記録

イ コンビニ証明書発行システム：富士通 Japan 社製 MICJET 証明書自動交付

図1 住民基本情報システムとコンビニ証明書発行システムの連携図

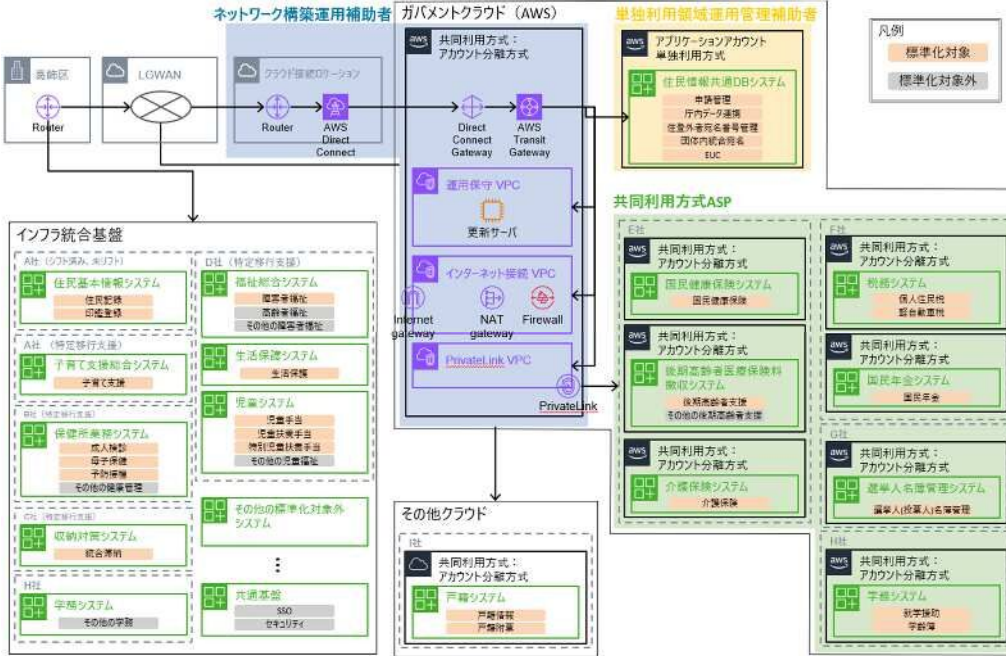


(2) 住民情報系システム構成

標準化期限後（令和8年3月31日）の住民情報系システムの全体構成を「図2 標

準化後の住民情報系システム全体構成」に示す。

図2 標準化後の住民情報系システム全体構成

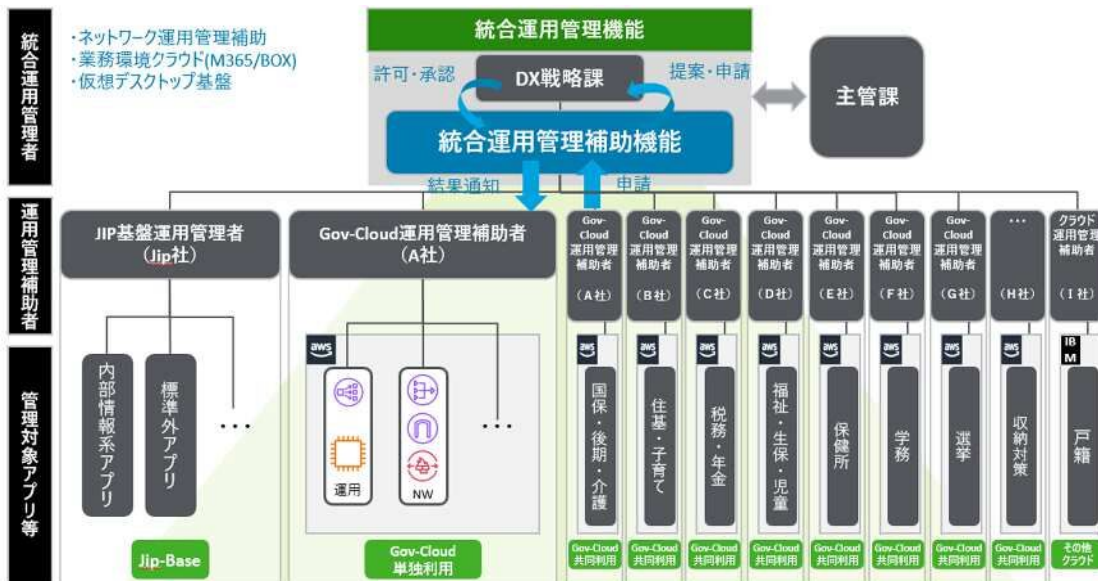


(3) システム統合運用管理体制

統合運用管理補助業務委託事業者：NEC フィールドイング株式会社

本区では、運用・保守の統合管理、各業務委託先に対する指示・交渉業務の支援及びこれらに関連する作業を外部事業者に委託している。

図3 ガバメントクラウド移行後のシステム運用管理体制



(4) 人口

令和8年3月1日現在 472,206人

(5) システム利用者数

約1,700人

(6) 端末数および設置場所

ア 業務端末数（住民基本情報システム及びコンビニ証明書発行システム）

約1,700台

イ 設置場所

(ア) 主な設置場所

葛飾区総合庁舎、金町区民事務所、亀有区民事務所、新小岩区民事務所、高砂区民事務所、堀切区民事務所、水元区民事務所、柴又区民サービスコーナー、四ツ木駅区民サービスコーナー、南綾瀬区民サービスコーナー

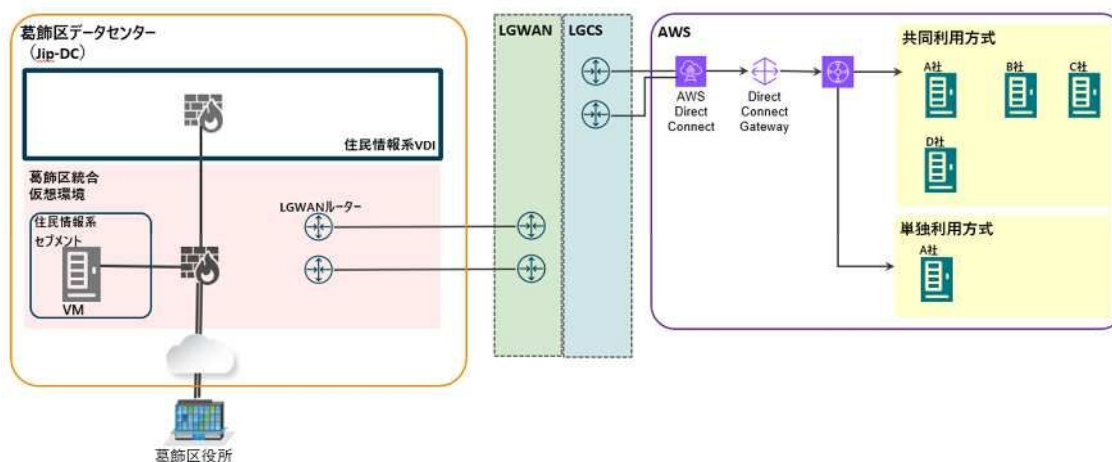
(イ) その他設置場所

葛飾区保健所、児童相談所、福祉事務所（東庁舎）、新小岩北区民サービススポット、各児童館、各子ども未来プラザ

(7) 利用者端末・クライアント環境（VDI）

本区の住民情報系 VDI は、個人番号系を含む三層分離ネットワーク上に配置し、画面転送のみでデータ持出しを禁止している。

図4 構成図



3 システム開発上の要件

(1) 標準準拠

地方公共団体情報システム標準化基本方針や各種標準仕様書など国の定める標準化関連指針全てに準拠すること。令和8年3月31時点で対応する各システムの仕様書等の版数及び庁内データ連携は全体バージョン管理第4.0版を基本としている。標準仕

様書上の機能要件について、実装必須機能は標準準拠システムに実装しなければならない機能であるが、標準化基本方針の改定により、一部の機能については移行後の実装を可能とする経過措置を設けられたため、経過措置が認められた機能については、別途資料を提出すること。また、本区が要望する標準オプション機能については、本区と協議し、実装するかどうかを決定すること。

(2) ガバメントクラウドの活用

地方公共団体情報システム標準化基本方針やガバメントクラウド活用のための資料に基づき、ガバメントクラウド上でシステムを稼働すること。

(3) 外付け機能の構築

現行システムと同等の機能及び業務運用を確保するために、外付け機能を構築すること。

(4) コンビニ証明書発行システム

証明書の発行を一元化し、窓口業務の円滑な運営を行えること。また、発行にあたって、多業務をまたがった対象者の検索、照会機能を有すること。本システムをコンビニ交付の証明書発行用データサーバとして利用できること。

また、現在本区においてコンビニ交付できる証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、住民税（特別区民税・都民税）課税（非課税）証明書及び納税証明書、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）及び戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、戸籍の附票の写しとなる。（戸籍の証明書は葛飾区に本籍と住民登録があるもののみ交付できる。）

(5) 利用者端末・アクセス方式

本区の VDI 端末で稼働することを前提に構築すること。利用者端末で使用する OS は Windows 11 以降とし、Web ブラウザは原則 Microsoft Edge とすること。また、.NetFramework4.6 Advanced Services を利用することができること。また、今後のクライアント OS やブラウザのバージョンアップについては、可能な限りパッケージ対応すること。住民基本情報システム（住民記録・印鑑登録）および関連する庁内利用 UI は、当区の VDI 環境上で安定動作すること。

4 システム調達スケジュール

- (1) 令和8年 4月 本RFIの発行
- (2) 令和8年 9月 予算要求
- (3) 令和8年 10月 プロポーザルによる事業者の選定
- (4) 令和8年 12月 委託契約・要件定義・設計・構築開始
- (5) 令和10年 9月 サービス提供開始

5 依頼内容

以下のうち、(2) から (6) について、指定様式にある項目を全て満たしていれば任意の様式での提出も可とする。

- (1) 貴社ご提案パッケージの概要資料（パンフレット、リーフレット等も可）
- (2) 本区が想定する要求仕様と非機能要件の妥当性等に対する回答【（様式 1）機能適合表（標準オプション機能）、（様式 2）機能適合表（外付け機能）、（様式 3）提案者への要望事項、（様式 4）機能適合表（コンビニ証明書発行システム機能）、（様式 5）非機能要件グレード表】
- (3) 貴社の標準準拠システム（住民基本台帳業務機能、印鑑登録業務機能）において、一部の機能の経過措置の必要性が認められたものについては、確認結果通知の写しと対象機能・帳票一覧表【任意様式可】
- (4) ガバメントクラウド構成・運用提案【任意様式可】
- (5) 当該システムと同等又は類似の導入実績に関する回答【（様式 6）導入実績】
 - ア 自治体の名称 ※自治体名が記載できない場合は、東京都 A 区などの表記も可
 - イ 自治体の人口
 - ウ 構築契約期間
 - エ 構築契約金額（単位:千円）
 - オ 契約内容
- (6) 概算見積り【（様式 7）概算見積り】

※初期費用（連携テスト費用含む）及び運用・保守費用の概算見積もりを作成すること。

※運用・保守費用について、葛飾区への常駐または訪問して保守を行う場合と貴社拠点よりリモート保守を行う場合それぞれの費用について記載すること。
- (7) システム移行等に関する指摘事項や要望事項【（様式 8）区への指摘事項や要望事項】
- (8) その他導入するにあたっての留意事項やご提案【（様式 9）その他留意事項や提案等】

6 RFI 実施期間

令和 8 年 4 月 2 日（木）から令和 8 年 4 月 30 日（木）まで

7 資料配付について

- （様式 1）機能適合表（標準オプション機能）
- （様式 2）機能適合表（外付け機能）
- （様式 3）提案者への要望事項
- （様式 4）機能適合表（コンビニ証明書発行システム機能）
- （様式 5）非機能要件グレード表
- （様式 6）導入実績
- （様式 7）概算見積り
- （様式 8）区への指摘事項や要望事項

(様式9) その他留意事項や提案等

8 本依頼に関する質問

(1) 受付期間

令和8年4月2日(木)から令和8年4月13日(月)17時まで

(2) 質問方法

質問事項を記述(自由形式)の上、下記メールアドレスに送付してください。

・メールアドレス: 040600@city.katsushika.lg.jp

・標 題: 【住民基本情報システム】情報提供依頼に関する質問

(3) 回答方法

資料配付時に貴社より提示いただいたメールアドレス宛に回答します。なお、原則としてすべての回答は、質問者名をふせて、本依頼のすべての参加者に電子メールで回答することとします。

(4) 回答予定日

令和8年4月21日(火)

9 留意事項

- (1) 情報提供いただいた内容について後日問い合わせする可能性があります。
- (2) 本情報提供依頼の実施に要する費用は、貴社の負担とさせていただきます。
- (3) ご提供いただいた情報及び資料は本区で利用いたしますが、貴社に断りなく他団体や他社へ配付しません。
- (4) ご提供いただいた情報及び資料の貴社への返却はいたしません。